

令和7年度第3回宮城地方最低賃金審議会 議事録

令和7年8月8日（金）午後3時00分
仙台第四合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、桑原委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、泉委員、齋藤委員

使用者代表

飯野委員、猪股委員、後藤委員、高橋委員

- 補佐 ただいまから、令和7年度第3回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願いします。
- また、審議は会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

委員の皆様の出席状況をご報告いたします。

薄井委員、柳井委員、大宮委員、桃井委員が欠席のため、

公益代表委員 3名、

労働者代表委員 4名、

使用者代表委員 4名、

以上 11 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により会議が成立していることを報告いたします。

それでは、これからの議事の進行につきましては、熊谷会長にお願いいたします。

- 会長 それでは、議題（１）「宮城県最低賃金の改正について」に入ります。

7月16日の第1回の審議会において、専門部会の審議は、公労使「全会一致」の決議をもって審議会の決議とすることとしたところ です。

本日の審議会は、午前に開催しました第5回専門部会の決議が全会一致ではなかったため、本審議会で採決することとしたものです。

会 長 皆様に採決をお願いするのは、専門部会報告書になります。専門部会報告書を取りまとめた経過等につきまして、専門部会の部会長でもありました私から説明します。

専門部会を7月31日（木）から本日までの間、5回開催し、第1回から本年度の最低賃金の引き上げ額などについての審議を開始し、令和7年8月4日付け中央最低賃金審議会の答申、「令和7年度地域別最低賃金額改正の目安について」に示された見解を参酌し、最低賃金法第9条第2項の3要素である宮城県の「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を総合的に勘案して、審議を繰り返しました。

しかし、労使代表委員で金額の開きがあり、これ以上の進展は難しいものと考え、公益委員見解として、宮城県最低賃金を973円から6.7%、65円引き上げ、1,038円をお示しました。

その理由でございますが、労働者の生計費については、仙台市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均4.0%となるなど昨年の平均4.1%に引き続き高い水準となっています。所得の低い世帯の家計への影響が大きい食料価格を消費者物価指数の食料をみると同様の期間で平均6.2%、今年1月から6月までは、6.2%～7.5%と高い水準で推移しています。2年前の同期と比較した上昇率では、仙台市の食料の消費者物価指数が全国の食料の消費者物価指数の上昇率を1.0ポイント上回る13.3%となっています。特に、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが必要と判断しました。

賃金については、春季賃上げ妥結状況等における賃金引上げ結果に関していずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①②における宮城を含むBランクの今年の賃金上昇率が2.9%で昨年の2.4%を上回り平成14年以降最大のものとなっています。

通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たりの付加価値額が高い水準で推移しています。一方で、賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状況にあると考えられます。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差から

も、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がございます。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられます。

これらを総合的に勘案し、特に、食料等の消費者物価の上昇が続いていることや、賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていることを重視するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることを考慮し、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、宮城県最低賃金を973円から6.7%、65円引き上げ、1,038円することが適当であるとしたところです。

この公益委員見解は、第5回専門部会で採決いたしました。

採決の結果、賛成多数となり、専門部会報告書を取りまとめました。

事務局で、専門部会報告書の写しを準備の上、各委員にお配りし、読み上げてください。

指 導 官 それでは読み上げさせていただきます。本文のみ読み上げさせていただきます。

宮城県最低賃金の改正に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月16日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

別紙

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者

- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,038円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年10月4日

本文に戻ります。

なお、以下のとおり、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げ原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように業務改善助成金等の政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。また、各種制度の利用促進に向けた制度の周知や利便性向上に努めること。
- 2 価格転嫁対策については、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法および改正下請法の執行強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。
また、最終消費者である国民に対し、「良いモノやサービスには値が付く」ことの理解深化に向けて、各種啓発を行うこと。
- 3 中小企業・小規模事業者にとって賃上げ原資の確保が大きな課題となっていることから、「税・社会保険料負担等の軽減」や「賃上げ促進税制の拡充」等について早急に検討すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

熊谷真宏
桑原真弓
柳井雅也

労働者代表委員 阿 部 祥 大
 泉 利 雄
 大 宮 正 巳

使用者代表委員 飯 野 守
 高 橋 裕 喜
 桃 井 健 次

以上となります。

会 長 これから本審議会として、専門部会報告書の採決を行います
 労働者側、使用者側でそれぞれ採決に向けた協議が必要かと思
 いますので、ここで審議会を休会としたいと思います。また、協議の後、
 審議会を再開したいと思います。
 よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは休会とします。

～ 休 会 ～

補 佐 審議会は休会となりましたので。傍聴人の皆様は再開までお待ち
 いただきますよう、お願いいたします。

 控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の
 認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。

補 佐 審議会を再開いたしますので、改めて傍聴人の皆様にお知らせい
 いたします。

会 長 それでは審議会を再開します。
 本審議会として宮城県最低賃金について、専門部会報告書のと
 おりとするかどうか、採決を行います。
 当報告書のとおりとすることに、賛成の方は挙手をお願いします。
 事務局で確認してください。

賃金室長 賛成が6名です。

会 長 反対の方は挙手をお願いします。

賃金室長 反対が4名です。

会 長 それでは、採決の結果を報告します。
賛成6名、反対4名で賛成多数ですので、最低賃金審議会令第5条第3項により、本専門部会報告書の内容で答申とすることに決しました。

会 長 事務局で、答申文（案）を作成してください。
事務局で準備の間、休会いたします。

～ 休会 ～

会 長 再開します。事務局で答申文（案）を各委員に配付し、読み上げてください。

指 導 官 それでは読み上げさせていただきます。本文のみ読み上げさせていただきます。

宮城県最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和7年7月16日付け宮労発基0716第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のと通りの結論に達したので答申する。

なお、次の事項について、政府に対し要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げ原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように業務改善助成金等の政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。また、各種制度の利用促進に向けた制度の周知や利便性向上に努めること。
- 2 価格転嫁対策については、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法および改正下請法の執行強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

また、最終消費者である国民に対し、「良いモノやサービスには値が付く」ことの理解深化に向けて、各種啓発を行うこと。

- 3 中小企業・小規模事業者にとって賃上げ原資の確保が大きな課題となっていることから、「税・社会保険料負担等の軽減」や「賃上げ促進税制の拡充」等について早急に検討すること。

記

宮城県最低賃金について次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,038円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年10月4日

以上となります。

会 長 ありがとうございました。
 答申文の内容につきましては、これでよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは、局長に答申したいと思います。事務局は答申文の写しを委員、傍聴の方などに配布してください。

会 長 （局長に答申文を手交する。）

会 長 ここで、宮城労働局長より御挨拶をいただきたいと思います。

局長 　　ただいま、宮城県最低賃金の改正について答申をいただきました。宮城地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては真摯なご議論を重ねていただきまして誠にありがとうございます。深く御礼を申し上げます。

　　今後、宮城労働局といたしましては、この答申を受けまして、必要な公示等を進めてまいります。委員の皆様には労働行政への変わらぬご理解とご協力を引き続きお願い申し上げまして、私からの簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきたいと思えます。

　　本日は誠にありがとうございました。

会長 　　ありがとうございました。
　　今後の発効日までの日程について事務局から説明をお願いします。

補佐 　　本日の答申につきまして、その要旨を本日中に公示いたします。
　　その場合、関係労使からの異議の申出の締切日は8月 25 日（月）となります。

　　この期間中に異議があった場合、その取扱いを決める本審を、8月 26日（火）午前9時～場所は仙台第3合同庁舎9階第3会議室、本日と会場が異なりますので、ご注意ください。この第3会議室で開催する予定となっております。

　　委員の皆様には、ご出席よろしくお願いいたします。

　　また、以上の予定で審議が進みますと、最短で 10 月4日に発効する予定です。

　　皆様、本当にありがとうございました。

委員 　　（了承）

会長 　　その他、事務局から何かございましたら、お願いします。

賃金室長 　　ありません。

会長 　　それでは、本日の審議会はこれで終了します。
　　報道関係者並びに傍聴者の皆様は、ご退席願います。
　　本日は誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

（閉 会）

